

# 社会福祉法人三原のぞみの会 行動計画

職員が仕事と子育ての両立等、仕事と生活のバランスを図ることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、次のような行動計画を策定する。

## 1 計画期間

2025年12月16日 2027年12月15日 までの2年間

## 2 当法人の課題

比較的女性職員の比率が多い法人であり、女性職員の育児休業取得は定着したが、男性職員の取得数は2名の実績であり取得を推奨していきたい。

一般職およびパート職員という時間制約がある職員における女性職員比率が高い。

## 3 目標と取り組み内容

「次世代育成支援対策推進法に基づく目標」

**目標①：育児休業の取得率を女性100%、男性50%以上にする**

■取り組み

- ・2026年4月～ 出産予定の職員に個別に声がけを行い、制度の周知、取得の推奨を行う。
- ・2026年10月～ 改制度の内容も含め、育児休業の内容を掲載し周知を図る。
- ・2026年12月～ 職員が取得しやすいような働き方の見直し等に関する管理職研修の実施。

**目標②：所定外労働時間を平均5時間以内にする**

■取り組み

- ・2027年8月～ 業務内容および人員配置の整理、システム化（マニュアル整備）により体制を整える。

**目標③：有給休暇取得の向上を図る**

■取り組み

- ・2026年4月～ 本人や家族の誕生日、記念日に合わせて旅行等、リフレッシュできる機会をあらかじめ計画、積極的に取得できる職場環境にすることで、取得の推進を図る。
- ・2026年6月～ 有給休暇の取得状況を把握し、取得率の少ない職員へ個別に働きかける。

「女性活躍推進法に基づく目標」

**目標④：管理職における女性の割合40%以上を維持する**

■取り組み

- ・2027年7月～ 職員の仕事への意識、仕事と生活の満足度の調査を実施する。
- ・2027年11月～ 外部内部への研修参加により、次世代管理職のキャリア意識を構築する。